

第2次行革大綱の推進項目（案）	現行推進計画（後期）の取組項目（70項目）			
	No.	取組項目の実施内容等	担当	28見込/29予定
基本の方針1 市民とともに時代に即した質の高い行政サービスを目指します ①地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化と市民参画の推進				
イ) 重要度が低く慣例的に行っている事務事業等のゼロベース査定 事務事業については、従前の慣例や考え方にとらわれず、 ゼロベースで点検・精査 を行うことにより、市民にとっての重要度や得られる効果が高い事業への 重点化 を進めます。	新	<<<ゼロベースでの点検・精査・・・第2次大綱での新規項目>>> 総務省通達「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（平成27年8月28日）」中の『更なる業務改革の推進が必要であり、そこで捻出された 人的資源を公務員が自ら対応すべき分野に集中する 』、『事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて 総点検を実施 』の記載から、総点検（ゼロベースでの点検・精査）・集中（重点化）の考え方を追加		
ロ) 民間委託等の推進 簡素で効率的な行政運営を進めていく上では、「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本に、民間委託の導入を図ります。新規事業の実施等に当たっては、事業の目的をより効果的かつ効率的に達成するという観点から、まず、民間活用ができないかどうかについての精査を行うこととします。	31	スクールバス・福祉バス運行業務の民間委託 バス運行業務は、今後、教育委員会・保健福祉部などの関係部局と連携を図り、民間委託を含め、在り方について検討します。	総務部車両管理主幹・保健福祉部	▽/▽
	32	保育園の民営化 法に基づく子ども子育て会議において、ニーズ調査により現状の把握を行い、今後の少子化対応等を踏まえ、公立保育園を含む市内の保育園、幼稚園などの施設数や定員、地域的配置バランスなどを検討する予定です。	保健福祉部保育課	☆/□
	33	養護老人ホーム静楽園・ふれあいセンターの民営化 受け入れ可能な社会福祉法人の選定と運営について調整を行い、社会福祉法人が適切な人員配置及び効率的な施設運営を行なえるよう、平成28年度までに民営化を進めます。	留) 総支所静楽園（民営化主幹）	▽/□ 民営化延期H30
	34	温泉施設の民営化の検討 現在、指定管理者制度による施設の維持管理や民間事業者により営業がされていますが、施設開設の経過も踏まえながら、今後の施設のあり方や運営管理方法について見直し検討を進めます。	端) 総支所・留) 総支所産業課	◎・▽/▽ 滝の湯民営化済
	35	広報業務の民間委託 広報紙の編集については、編集作業のさらなる委託拡大に向け、研究します。	市民環境部市民の声をきく課	☆/△
	36	指定管理者制度導入の促進 導入から10年が経過した現在の指定管理者制度について課題等を検証し、指定管理者制度の特性に鑑みながら制度の一部見直しを行い、円滑な運用に努めます。	総務部資産経営課	◎/※ 制度導入済
ハ) PPP/PFI手法の適切な活用 公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営等に、民間資金、経営能力及び技術的能力を幅広く活用するシステムの構築に向け引き続き検討を行います。	37	PFI手法等の調査、研究 公共施設の整備にあたっては、PFIを含めた様々な手法の調査研究を行い、当地域の状況に合ったものを検討します。	企画財政部企画課	△/△
ニ) 市民参画と新しい公共の理念に基づく住民自治の推進 社会情勢の変化とともに、多様化するニーズにきめ細かく対応するためには、これまで行政がサービスを提供してきた公共の領域について、地域の課題や資源などを熟知している地域団体のほか、市民、NPO、企業などのさまざまな主体が相互に協働することが必要です。地域活動へのビジネス手法の導入など、地域の雇用創出や地域経済の活性化に取り組みつつ、効果的・効率的に公共サービスが提供される活力ある地域社会をめざします。	22	協働推進プログラム（指針）の推進 協働のまちづくりを推進するため、市民や市民活動団体が地域活動へ参加しやすい環境づくりと、参加を促す講座等を開催するとともに、職員を含む市民等への意識啓発事業、研修事業を実施し市民協働への理解を深めてもらい、これからの社会変化に対応した人材育成を実施します。また、住民自治の推進については、これまで設立した住民協働組織のあり方の検証を行い、自治連・連合町内会・単位町内会を中心としたコミュニティ活動との整合性を図ります。	市民環境部市民活動課	/
	24	自主防災活動の推進 自主防災活動の推進のため、防災士や北海道地域防災マスターの普及のため研修会などを積極的に開催し、地域防災力の向上に努めます。また、地域の自主防災組織の普及に向け情報提供などに取り組みます。	総務部防災対策・危機管理室	□/◇
	28	災害時の市民への情報伝達の確立 メール@きたみの登録者増加に向けた啓発活動の強化を図るほか、FMオホーツクを活用するなど有効な情報伝達手段を更に調査し、市民全体への情報伝達確立に向け取り組みを進めます。	総務部防災対策・危機管理室	□/◇
	49	地域公共交通の再編 市民サービスの向上と経費の削減の観点から、バス路線の変更、新設、新たな交通システムの導入、公共交通利用促進策の推進等に取り組みます。	企画財政部地域振興課	□/◇
②市民意見の市政への反映				
地方分権の進展に伴い、地方自治体の自己決定権が拡大する中、公正で民主的な市政を推進するためには、市民と行政が正しい情報を共有し、共通認識に立つことが必要となります。各種委員会等における公募委員を積極的に登用するほか、政策形成過程での情報公開やパブリックコメントの実施など、	26	市政への意見の反映 市政の政策決定等において必要がある場合は、市民に情報を公表し市民からの意見を求め、提出された意見を考慮し各種政策の意思決定を行うパブリックコメント制度について、ホームページや広報紙を通して幅広くPRし、市民が利用しやすい環境をつくります	市民環境部市民の声をきく課	□/◇ 制度構築済 (運用に移行)

第2次行革大綱の推進項目（案）	現行推進計画（後期）の取組項目（70項目）			
	No.	取組項目の実施内容等	担当	28見込/29予定
より市民の意見を施策に反映する仕組みづくりに引き続き取り組みます。	23	地域福祉計画の策定・推進 第2期計画の進捗状況について点検を行い、現行計画の内容精査を十分に行った上で、幅広い市民の声を反映させることが必要であり、策定委員会による検討のほか、市民アンケート、地域住民懇談会など、市民の意見を聴取できる機会を設けながら策定を行います。	保健福祉部 社会福祉課	□/◇ 策定済
③公正の確保と透明性の向上				
イ) 情報公開条例・行政手続条例の適切な運用 市民の知る権利の尊重と市の市政に関する説明責務の観点から、引き続き情報公開等の総合的な推進を図ります。	25	情報公開制度の推進 各課が作成している「要綱」、「要領」等には、市民の利益に直接関係するものもあることから、積極的な情報提供を行い、利用者（市民）により信頼され利用される情報公開の充実を図ります。	総務部 文書課	□/◇
	27	消費者問題に対する啓発の推進 消費者被害防止に向けた啓発の推進を図ります。特に高齢者と若年層への啓発のため、消費者出前講座の利用拡充をさらに進めます。	市民環境部 市民の声をきく課	□/◇
ロ) 外部監査制度の検討など透明性の向上 監査機能の強化を図るため、従来の監査制度に加え、効率性、経済性の視点から、第三者として客観的な検証が可能な、外部監査制度などの導入に向けた検討を進めます。	29	外部監査制度の導入 外部監査制度の導入に向け、導入方法等について、引き続き検討します。	総務部 総務課	△/▽
ハ) オンブズマン制度の充実 市政に対する苦情を公正かつ中立的な立場から客観的に検証可能なオンブズマン制度は、市政の監視機能として重要です。公正で民主的な市政を推進するため、その制度が十分機能するよう効果的な運用に努めます。	30	オンブズマン機能の強化 透明性が高く市民の権利・利益を擁護するオンブズマン制度のもつ役割、意義、活動状況等の周知・啓発のほか、活動状況を市長並びに議長に報告することによる広報活動を実施し、また、全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会へ参加して、相互の意見・情報交換等の連携を図り、苦情救済制度の充実・発展に取り組みます。	市民環境部 市民の声をきく課	□/◇
④電子自治体の推進				
イ) 行政手続のオンライン化などの推進 市民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、オンラインによる行政サービスの提供に取り組むとともに、 <u>マイナンバーカード</u> を活用したサービス等について研究します。	12	文書管理システムの構築 平成25年度に構築した「文書管理システム」を運用し、文書の起案から廃棄までのライフサイクルを電子的に、かつ、一元的に管理するとともに、文書保管の省スペース化を図り、文書検索の迅速化による情報公開等市民サービスの向上に取り組みます。	総務部 文書課	◎/※ 構築済
	13	エルタックス(地方税の電子申告)の導入 法人市民税（各種申告書及び異動届）、個人住民税（給報）、償却資産（申告）の電子申告率について、さらに向上させるため、申告案内の際、納税者にさまざまな方法により周知します。	総務部 市民税課・ 資産税課	◎/※ 導入済
	14	電子決裁の導入 平成25年度に、庁内の電子基盤で利用が可能な「電子決裁システム」を導入し、別途構築した「文書管理システム」と連携し、より効率かつ効果的な文書管理の運用を図ります。	総務部 文書課	◎/※ 導入済
ロ) 自治体情報システムのクラウド化 の拡大等 複数地方公共団体共同でのクラウド化である「自治体クラウド」については、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から有効な取組であることから、導入について検討します。	新	<<<自治体情報システムのクラウド化・・・第2次大綱での新規項目>>> 総務省通達「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（平成27年8月28日）」中の『複数地方公共団体共同でのクラウド化である「自治体クラウド」については、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から有効な取組であることから、その積極的な導入について検討すること。』により追加		
ハ) BPRの手法 やICTを活用した業務の見直し 限られた行政資源を効率的・効果的に活用すべく、事務事業全般にわたって、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じた業務の効率化を図ります。	15	電子投票導入の検討 現行制度では、地方選挙のみに実施が認められていますが、今後、国政選挙に向け活用が可能となる場合は、導入を検討します。	選挙管理 委員会 事務局	△/△
	16	テレビ会議システムの運用 テレビ会議システムを活用することで本庁・総合支所間の移動が軽減され、時間的・経費的なコストを大幅に削減するとともに、運転に伴うリスクや職員の肉体的・精神的疲労も回避することができ、業務の効率化を図ることが可能となることや、災害等緊急時には迅速に情報を集約及び共有することで、効率的な対策につなげることが見込まれますことから、積極的な運用を促進します。	総務部 総務課	☆/□
	新	<<<BPRの手法・・・第2次大綱での新規項目>>> 総務省通達「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（平成27年8月28日）」中の『安定的かつ持続的に行政サービスを提供していくためには、限られた行政資源を効率的・効果的に活用する行政運営が必要であり、このため、事務事業全般にわたって、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じた業務の効率化を図ること。』により追加		

第2次行革大綱の推進項目（案）	現行推進計画（後期）の取組項目（70項目）			
	No.	取組項目の実施内容等	担当	28見込/29予定
⑤行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織体制の構築				
イ) 政策目標に基づく効果的、効率的な横断的連携体制の構築 政策目的に基づき事務事業を効果的、効率的に処理し得る迅速な意思決定体制の確立を図るため、横の連携、流動的な人員配置を可能とする柔軟な組織体制を目指します。	6	組織機構等のあり方の検討 大課制によるピラミッド型の組織を目指した役職者数の抑制、権限移譲等による業務量の増加に対応する増員配置の検討を行っています。	総務部 職員課	▽/◇
	7	部・課内事務担当制のあり方の見直し 職員事務分担制度のあり方を含め、効率的な組織を目指し検討を進めるとともに、組織の再編を進めます。	総務部 職員課	☆/◇
	8	縦割り型組織に捉われないプロジェクト制度の導入 各部において、他部との横断的な連携を基に重要な行政課題の解決に向けて庁内にプロジェクト組織を編成し、効率的に事務処理を行えるよう、プロジェクト制度の導入を進めます。	総務部 職員課	▽/▽
	9	時差出勤・変形労働時間制度の活用 窓口の開設時間延長など市民ニーズの把握に努め、時差出勤による対応など調査研究を進めます。	総務部 職員課	☆/□
	10	総合支所等の有効活用 引き続き、総合支所等の空きスペースの有効活用を検討します。	総務部 総務課	◎/※
	11	窓口業務の見直し 窓口業務を見直し、窓口業務の集約化や手続きの簡略化などを進め、市民にとってわかりやすい窓口サービスと、職員にとって効率的な業務の実現を図ります。	総務部 総務課	◎/□
ロ) 行政評価による政策、施策、事務事業の検証に基づく組織体制の構築 限られた行政資源の中で、複雑多様化する行政課題に的確に対応するためには、行政運営全般を政策、施策、事務事業評価による検証が不可欠であり、PDCA サイクルに基づき職員を配置するなど、組織体制の整備に向けた取組を進めます。	5	行政評価に基づく職員配置の見直し 業務の効率化を図るなど総定員を抑制しつつ、事務事業に見合った職員配置に努めます。	総務部 職員課	▽/◇
	41	行政評価の推進 PDCAサイクルによる行政評価に基づき、常に点検・見直しを行い、効率的・効果的な行政サービスの提供をするための手がかりとし、見直しについては行財政改革の一環として進めます。また、施策単位での評価など新たな取り組みについては、他都市の取組状況を参考にしながら、課題を整理しつつ効果の上がる手法について検討します。	企画財政部 企画課	□/◇
⑥人事評価制度の活用と人材育成の推進				
イ) 人事評価制度の活用による公務能率の向上や分権時代を担う人材の育成、モチベーションアップの促進 職員の能力や実績に基づく合理的な人事管理を行うこと等を目的とした制度を導入することにより、職員の士気の維持・向上を目指します。また、組織の目標や市民の期待を理解・自覚し、前例や固定観念にとらわれず改革に積極的に挑戦するなど、職員の改革意識の醸成に取り組めます。	1	職員提案の推進 業務の課題、問題点について解決策、改善案の提案を受け審査をしています。改善の必要性の認識、改善の手法習得のため「業務改善研修」を実施しています。	総務部 職員課	☆/□
	3	人事評価システムの推進 業務の目標を設定し、その達成度を評価する内容で実施しています。	総務部 職員課	○/□ H28年度中
	4	政策立案・法務能力の向上 職員研修において、政策立案形成研修や法制執務研修を実施します。	総務部 職員課	□/◇
ロ) 人材育成基本方針の策定 新しい時代に適合する人材を育成することが重要な課題であり、 人材育成に関する基本方針 を策定するとともに、職場風土や仕事の推進プロセスの改善を行うなど、総合的な人材育成に向けた取組を進めます。	2	人材育成の推進 職務上の階層を単位として、必要とされる知識・技術等を習得するため研修を実施しています。 <<<人材育成方針策定・・・第2次大綱で強化する項目>>> 従前の取組を補強し、体系立てることで職員の資質向上を目指すもの	総務部 職員課	□/◇
⑦職員定員及び給与の管理				
イ) 定員適正化計画の策定 事務事業の見直しや民間活力等の導入を図ることにより、優先度の高い政策・課題等に重点的に人材を投入しつつ、住民への行政サービスの低下を極力招かないよう、適正な職員配置を進めます。	17	定員適正化の推進 平成24年2月に策定した定員適正化計画の目標年が平成26年4月であり、平成25年度に27年度以降の新たな計画を策定します。	総務部 職員課	□/◇
	18	嘱託職員・臨時職員の適正配置 毎年、業務にあわせて逐次実施、さらに事務事業の見直しを行い、真に必要な業務又は時期等に配慮し、配置等の適正化を図ります。	総務部 職員課	□/◇
ロ) 給与等の管理 職員の給与制度及び勤務条件について、社会情勢に適応するよう国や他の地方公共団体の制度などを参考に調査や検証を行い、適宜見直します。	19	給与制度の適正化 職務・職責に応じた国家公務員や他都市の給与制度の状況を参考として、引き続き給与制度の適正化を進めます。	総務部 職員課	□/◇
	20	勤務評価を反映させた給与制度導入の検討 人事評価制度の導入にあわせ、勤務評価を反映させた給与制度の導入を順次試行し、検証を行いながら本格実施に向けて検討を行います。	総務部 職員課	▽/□
	21	職員福利厚生事業の見直し 市からの交付金の負担割合を検証、見直しを行いながら、適正な事業実施に努めます	総務部 職員課	□/◇

第2次行革大綱の推進項目（案）	現行推進計画（後期）の取組項目（70項目）			
	No.	取組項目の実施内容等	担当	28見込/29予定
基本の方針2 持続可能な財政基盤を確立します				
①経費の節減合理化等財政の健全化				
急速に進む少子高齢化、地方交付税・国庫補助負担金の減少・縮減など、地方自治体を取り巻く環境は、ますます厳しくなるものと予測されます。将来にわたって安定した行財政運営を進めるには、自らの財政状況を分析し、中長期的な財政収支見通しに立った、抜本的な歳出削減や歳入確保策などにより、「歳入に見合った」財政構造への転換を進めます。	38	計画的な財政運営の推進 中期財政計画の進行管理を行い、一時的・臨時的な財政負担や国における地方財政計画の動向などを考慮して、必要に応じて時点修正を行い、一般財源に見合う歳出規模を目指すとともに、健全化判断比率の推移に留意します	企画財政部 財政課	□/◇
	39	財政状況の公表 財務書類や財政指標等を活用しながら、市民に向けわかりやすく公表する方法などをさらに検討を進めます。	企画財政部 財政課	■/◇
	40	予算編成の見直し 実施計画や行政評価と連動し、必要性や優先度などを考慮した予算編成に努め、公債費や債務負担行為など後年度負担が過度にならないように健全化判断比率等の推移に留意した予算編成を行います	企画財政部 財政課	□/◇
	42	車両の適正配置及び小型化 車両の必要台数を把握検証し、車両の適正配置を図ります。また、車両の更新にあたっては、環境にやさしいエコカーや軽自動車の導入を推進し経費の縮減を図ります。	総務部 車両管理主幹	□/◇
	43	そ族昆虫駆除等委託の見直し これまで、個人住宅や市の公共施設に限定し駆除を実施するとともに、巣を作らない対策や初期の駆除方法の周知を図っておりますが、引き続き所有者の管理責任である旨の周知を図るとともに、事業のあり方について、市が対応する範囲をより明確化した上で継続実施します。	市民環境部 環境課	☆/□
	44	街路樹等の適正な樹木の配置 間隔が狭く植栽された樹木は数十年の経過と共に、著しく成長し、大きくなりすぎ、市民の生活環境に大きな影響を与えていることから、平成25年度末に策定予定の北見市街路樹種配置計画に基づき、今後は植栽樹種の変更及び適正な植栽位置を視野に検討します	都市建設部 公園緑地課	□/□
	45	市全体のイベント（祭り）の再編 調査・分類結果を踏まえ、類似イベントの再編・統合に係る分析を進め、その結果をまとめます。	商工観光部 観光振興課	△
	46	敬老思想普及事業の見直し 今後、敬老思想普及事業の内容等について、他都市事例の調査を継続するなどして、見直しを検討します。また、見直し内容については、まちづくり協議会から意見をいただいた上で社会福祉審議会に諮問します。	保健福祉部 社会福祉課	▽/▽
	47	高齢者等バス料金助成事業の見直し 高齢化が進む中、対象者の増加と利用の増大が見込まれるため、他都市の類似事業調査を実施するなどして、利用者負担について検討します。あわせて交通不便地の解消については、所管部局と連携を図りながら進めます。	保健福祉部 社会福祉課	◎/◇ 見直し済
	48	都市公園の適正な維持管理 公園施設の種類に応じ、緊急度の高い公園施設を優先的に取り組むことが不可欠であると同時に、公園施設の点検や維持補修（部品交換・塗装等）などについても計画的に取り組んでおり、今後も利用者の安全・安心を第一に考えた中で、適正な維持管理に努めます。	都市建設部 公園緑地課	□/◇
	50	広報紙発行事業の見直し 広報紙の発行手法等の検討を行い、より多くの市民に対して、読みやすい広報紙の紙面づくりを行います。また、広報内容を精査して頁の削減検討などを行い、広報紙のより良いあり方を検討します。	市民環境部 市民の声をきく課	▽/◇
	70	市出資の法人の見直し 市の施設の指定管理業務以外行っていない法人は解散したので、残る法人について検討します。	総務部 総務課	◎/※ 主要法人整理済
	②補助金等の整理合理化			
補助金の公益性は、社会情勢や住民ニーズなどとともに変化していくことから、市の財政状況を踏まえた上で、補助事業の必要性、経費負担のあり方などを不断に検証し、適正な執行に取り組みます。	51	防犯灯設置費補助金の見直し 小規模な町内会が増加するなか、電気料金等の維持費が負担となり、防犯灯維持が困難な町内会もでてきており、町内会等の負担軽減を図るため、消費電力の少ないLED防犯灯設置費に対する補助の優遇措置を図り、電気料金の軽減を図ります。	都市建設部 総務課	□/□ 終期設定(H30)

第2次行革大綱の推進項目（案）	現行推進計画（後期）の取組項目（70項目）			
	No.	取組項目の実施内容等	担当	28見込/29予定
	53	補助金・負担金の見直し 補助金・負担金の見直しにあたっては、①現在の社会情勢の下で負担・補助等が、その目的から適切か②目的に対し効果が認められるか③負担・補助等すべき事業・活動として適切か④経費について効率性が図られているか、4つの基本視点に立ち、さらに、補助金・負担金それぞれで基準を定め見直します。	企画財政部 財政課	□/◇
③歳入の確保				
税負担の公平性の観点から、市税や保険料、使用料、手数料などの税外収入などの確保に当たっては、課税等客体の適正な把握に努めます。 市税等の滞納は納税者等に不公平感を生じさせ、ひいては納税等の意欲を減退させることから、徴収と滞納整理等に積極的に取り組みます。 また、遊休市有地の売却に積極的に取り組むとともに、受益者負担の原則に則り、施設使用料、手数料等税外収入の見直しに取り組みます。 このほか、ネーミングライツ や新たな広告媒体の検討など、積極的に自主財源の確保に努めます。	54	市税収納率の向上 収納率の向上を図るため、職員の資質向上と電算システムについて、サポートシステムの再構築を図ります。 ①税・料合わせて13科目の賦課から徴収についての幅広い知識と経験を育てるとともに、基幹システムとサポートシステムの再構築を含め、事務の効率化の取り組みを進めます。 ②インターネット公売を積極的に活用します。 ③口座振替事務（データ交換）の変更を行います。	総務部 納税課	/
	55	広告事業の推進 事務事業の中で民間広告の活用により経費の節減や新たなサービスの提供につながる施策について検討し実施を図ります。	総務部 資産経営課	☆/□ 担当課要検討
	56	利用計画のない市有財産の処分・貸付 未利用地の売却・貸付を引き続き実施します。	総務部 資産経営課	□/◇
	57	使用料・手数料の見直し 使用料・手数料については受益者負担を原則とし、適正な料金をもって市民負担の公平性を確保していかなければならないことから、今後は概ね4年ごとに見直しを行います。	企画財政部 財政課	■/◇
	58	自動販売機の公募制導入 自動販売機設置の公募制による設置料徴収を段階的に進め、新たな歳入確保に向けて取り組みを進めます。	総務部 資産経営課	◎/※ 公募制移行済
	59	公共資産の売却（市有林立木売払） 間伐を中心とした施業により歳入の確保を図ります。また、伐採時期にきている森林もあることから、皆伐・再造林を進める予定です。	農林水産部 農林整備課	□/◇
④公共工事、入札・契約制度の改革				
イ) ライフサイクルコスト 低減に資する工法や資材の選定 公共工事の実施に当たっては、コストの縮減に向けた取り組みが必要とされており、計画、設計から施工に至るまでの直接的な事業コスト縮減とともに、施設の耐久性の向上や省資源、省エネルギー化など、ライフサイクルコストを想定した総合的な縮減に向けた取り組みを進めます。	62	ライフサイクルコストの低減の推進 ライフサイクルコストの低減を図りつつ、施設の長寿命化に関する計画策定やアセットマネジメントを取り入れた舗装道改修などの長寿命化計画の随時見直しを行っています。	都市建設部 総務課	◎/□
ロ) 入札・契約制度の改善検討 入札・契約制度については、競争性を維持しつつ、より高い工事品質を確保するとともに、入札参加者の資金調達の円滑化を図るため、適宜見直し等を行うこととします。	60	入札、契約制度の改善 平成26年度以降においても、継続的に検討・見直しを行い、実施可能なものは随時実施します。また、地域限定型一般競争入札については将来的な本格実施を見据え、いろいろな角度から検討し、継続して試行を実施します。	総務部 契約課	□/◇
	61	各種業務委託料の見直し 今後においては、平成27年度を目途に諸経費の適正化を図ることを目標とし、委託料全体の総額を抑制しつつ、業務内容の見直しを行い、実施方法の検討を進めます。	総務部 契約管理課	◎/※ 見直し済
⑤公共施設マネジメントの推進				
イ) 公共施設の最適配置 一定程度老朽化し改築を行う必要のある建築物については、市民ニーズにマッチした施設機能を市民に提供することを念頭に、他の公共施設との複合化や多機能化を図りつつ、最適配置を行っていきます。	63	公共施設の再編統合の検討 北見市公共施設営繕計画に関する基本方針に基づき、各施設の営繕計画を作成し、類似する施設や老朽化した施設の再編統合を進めます。	総務部 資産経営課	☆/◇
	64	火葬場の配置の見直し 当面の運営については、現存する施設における事故等を未然に防止するため、定期的な点検と事前の消耗品の交換など施設の維持管理を行いつつ活用を図ります。 今後の施設整備のあり方については、予想される火葬件数の推移等も勘案しながら長期的な視野に立って住民合意のもと検討を進めます。	市民環境部 戸籍住民課	▽/□ 年度内に方針決定の見直し
	65	市民サービスセンターの配置の見直し 当センターの利用状況やワンストップサービス推進事業、都市再生事業の進捗を注視し、駐車場整備による利便性を見極めながら、当センターの配置の見直し及び業務の継続について検討します。	市民環境部 戸籍住民課	◎/□

第2次行革大綱の推進項目（案）	現行推進計画（後期）の取組項目（70項目）			
	No.	取組項目の実施内容等	担当	28見込/29予定
	66	社会教育施設の再編統合の検討 今後、類似施設についての再確認を行い、地域住民のニーズや利便性などに配慮しながら、市全体としての施設の位置付けなどを検証し、適正な配備・配置の検討を進めます。	社会教育部 生涯学習課	▽/▽
	67	小中学校の適正配置 平成25年11月、教育の機会均等、教育諸条件の公平性を確保する観点から、「北見市立小・中学校の適正規模に関する基本方針」を策定しました。 当面は、小規模校のうち「複式学級を有する学校」を対象に、保護者や地域住民と協議を行い、通学路や学校を取り巻く地域環境に十分配慮しながら、小・中学校の学校規模の適正化を進めます。	学校教育部 総務課	□/□
	68	埋立処分場・資源物の中間処理の一元化 端野自治区の最終処分場及び資源物の中間処理施設について、北見自治区への集約に向けて具体的に検討します。また、他の自治区においても一般廃棄物処理基本計画に基づき、利用できなくなった段階において、一元化について検討します。	市民環境部 クリーンライフ センター	☆/▽
ロ) 公共施設の予防保全 改築を予定していない施設については、ライフサイクルコストの縮減と長寿命化を目的として、適切な維持管理を行っていくための保全の考え方などを取り入れていきます。	52	ごみ焼却施設の見直し 施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減化するため、耐用年数を30年とすべく延命化対策を講じます。合わせて、発電効率の向上や、省エネ機器への更新などによりエネルギー回収量の向上と消費量の削減を図ります	市民環境部 クリーンライフ センター	☆/□ 終期(H30)
⑥地方公営企業の経営健全化				
公営企業（上下水道事業など）が提供しているサービスについて広域化や共同設置、共同管理などを検討するとともに、民間的経営手法などの導入を進め、公営企業会計の健全化に取り組みます。	69	下水道事業会計負担金・補助金の見直し 補助金については、順次、補助率の見直しを実施していますが、今後における補助金のあり方について、使用料の適正化と併せ検討を進め実施します。	上下水道局 経営企画課	☆/▽